第11節　公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
第12節　区分経理の会計処理
第13節　設立団体の数の変更に伴う会計処理
第14節　連結財務諸表
第15節　合併に関する会計処理

第５　資本取引・損益取引区分の原則

地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注６)

＜注６＞　資本取引・損益取引区分の原則について

１　地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による地方公共団体等からの財源措置が行われることが一般的である。このような地方独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、地方独立行政法人が中期計画又は事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第１項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。）（以下「中期計画等」という。）に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。なお、地方独立行政法人が行う業務には、その実施に収入が伴うものがあるが、こうした業務の中には、経営成績も加味した運営状況の開示が必要となるものもある。

［２　略］

３　一方、地方独立行政法人においては、第二に、法第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。

［４　略］

第12　投資その他の資産

［１　略］

２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第109　連結の範囲」及び「第119　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

［⑵・⑶　略］

⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第107　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　略］

第11節　公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
第12節　区分経理の会計処理
第13節　連結財務諸表
第14節　合併に関する会計処理

第５　資本取引・損益取引区分の原則

地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注６)

＜注６＞　資本取引・損益取引区分の原則について

１　地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による地方公共団体等からの財源措置が行われることが一般的である。このような地方独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、地方独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。なお、地方独立行政法人が行う業務には、その実施に収入が伴うものがあるが、こうした業務の中には、経営成績も加味した運営状況の開示が必要となるものもある。

［２　同左］

３　一方、地方独立行政法人においては、第二に、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。

［４　同左］

第12　投資その他の資産

［１　同左］

２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第98　連結の範囲」及び「第108　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

［⑵・⑶　同左］

⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第96　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　同左］